

遺族基礎年金 お手続きガイド

手続きに必要な要件などのご確認

遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

年金の受取り内容のご確認

遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。

年金額はいくら？

いつからいつまで？

請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

[必要書類リスト](#)

請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

[説明事項のご確認](#)

遺族基礎年金 お手続きカード



手続きに必要な要件などのご確認

遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただけます。



お手続きカードNo. 1,2,3,4,5,10,11



年金の受取り内容のご案内

遺族基礎年金の年金額などをご確認いただけます。

年金額はいくら？



お手続きカードNo. 6

いつからいつまで？



お手続きカードNo. 7,8,9



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただけます。



必要書類リスト



お手続きカード  請求書等記入例



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただけます。



説明事項のご確認



お手続きカードNo.12

目次

カード NO.	タイトル	説明の対象者（例）	概要
1	年金を受け取るための3つの要件	● 全ての者	■ 遺族の要件 ■ 亡くなった方の被保険者等要件 ■ 亡くなった方の保険料納付要件
2	遺族の要件	● 死亡者の配偶者 ● 死亡者の子	■ 子のある配偶者とは ■ 子とは
3	亡くなった方の被保険者等要件	● 遺族の要件を満たす者	■ 短期要件 ■ 長期要件
4	亡くなった方の保険料納付要件	(短期要件に該当する場合) ● 遺族の要件を満たす者	■ 3分の2以上納付（原則） ■ 直近1年間に未納がない（特例） ■ 保険料納付済期間 ■ 保険料免除期間
5	生計維持・同一関係とは	● 死亡者の配偶者 ● 死亡者の子	■ 子のある配偶者の生計維持・同一関係の認定要件 ■ 子の生計維持関係の認定要件
6	いくら？ － 年金額の計算 －	● 全ての者	■ 子のある配偶者が受け取れる年金額 ■ 子が受け取れる年金額
7	いつから受け取れる？	● 全ての者	■ いつからいつまで受け取れるのか ■ いつから入金されるか
8	支給が停止される場合	● 受給要件を満たす者	■ 子のある配偶者の支給が停止される場合とは ■ 子の支給が停止される場合とは
9	いつまで受け取れる？	● 受給要件を満たす者	■ 子のある配偶者 ■ 子
10	死亡の推定と失踪宣告	● 3カ月間生死が分からない者の配偶者または子 ● 3カ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない者の配偶者または子	■ 死亡の推定 ■ 失踪宣告 ■ 要件判定日
11	交通事故等による死亡の場合の支給停止期間	● 第三者行為により死亡した者の配偶者 ● 第三者行為により死亡した者の子	■ 受け取れなくなるケース ■ 支給停止される金額
12	請求後の流れ	● 請求書を提出した者	■ 年金の決定と受取り
13	複数の年金を受け取る権利があるとき	● 複数の年金受給権を有する者	■ 遺族基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

No.1-1 年金を受け取るための3つの要件

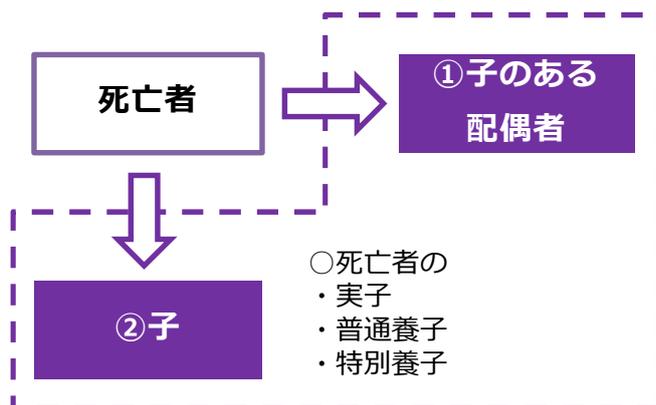
✓ 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持していた次の遺族が受け取ることができます。

①子のある配偶者（※）

②子

➔ 遺-No.2



（※）亡くなった方が妻である場合には、平成26年4月1日以後の死亡によるものに限られます。

↓ : 生計維持関係
⊔ : 生計同一関係のみ

✓ 亡くなった方の被保険者等要件

死亡日において、亡くなった方が次のいずれかに該当するときに、遺族が受け取ることができます。

ただし、次の1または2に該当する場合には、亡くなった方の保険料納付要件を満たす必要があります。

1	国民年金の <u>被保険者である間に</u> 死亡したとき	
2	国民年金の <u>被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所</u> を有していた方が死亡したとき	
3	老齢基礎年金を <u>受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）</u> が死亡したとき（※）	➔ 老-No.1
4	<u>受給資格期間が25年以上である方</u> が死亡したとき（※）	➔ 老-No.1

（※）38ページの（参考）特例1～4に該当する場合は、受給資格期間が25年以上あるものとみなされます。

➔ 遺-（参考）

No.1-2 年金を受け取るための3つの要件

☑ 亡くなった方の保険料納付要件

3分の2以上納付（原則）

- **死亡日の前日**において、死亡日の属する月の前々月（注1）までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、**3分の2以上の期間、納付済が免除**されていた方。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、納付猶予等を含む）の合計です。

➔ 遺-No.4

例

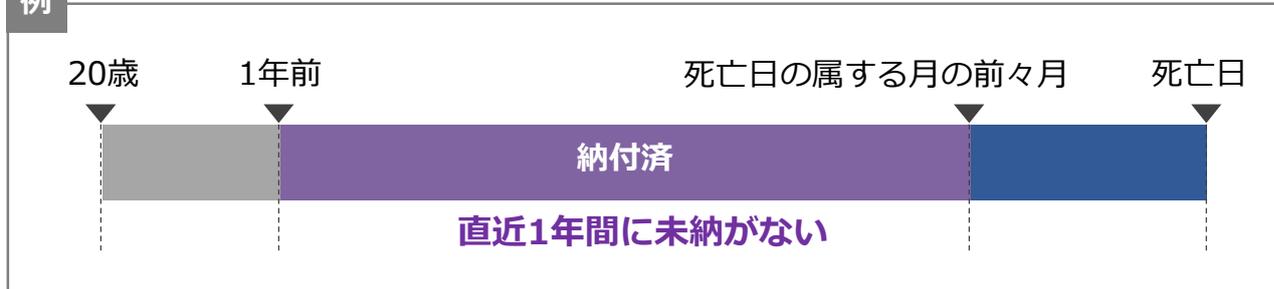


（注1）死亡日が平成3年4月30日までの場合は、「死亡日の属する月の前々月まで」が「死亡日の月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」となります。

直近1年間に未納がない（特例）

- **死亡日の前日**において、死亡日の属する月の前々月まで（注2）の直近の**1年間**に保険料の未納がない方。
- 令和8年3月31日以前に亡くなった方。

例



（注2）死亡日において国民年金の被保険者でない方は、死亡日の属する月の直近の被保険者であった月までの1年間に保険料の未納がないことが必要となります。

（注3）65歳以上の特例高齢任意加入をしている被保険者が亡くなった場合には、上記要件は適用されず、「3分の2要件」のみが適用されます。

No.2-1 遺族の要件

✓ 子のある配偶者とは

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持する配偶者が受け取ることができます。ただし、死亡日において、次のいずれかに該当する子と生計を同じくしていた必要があります。（図1）

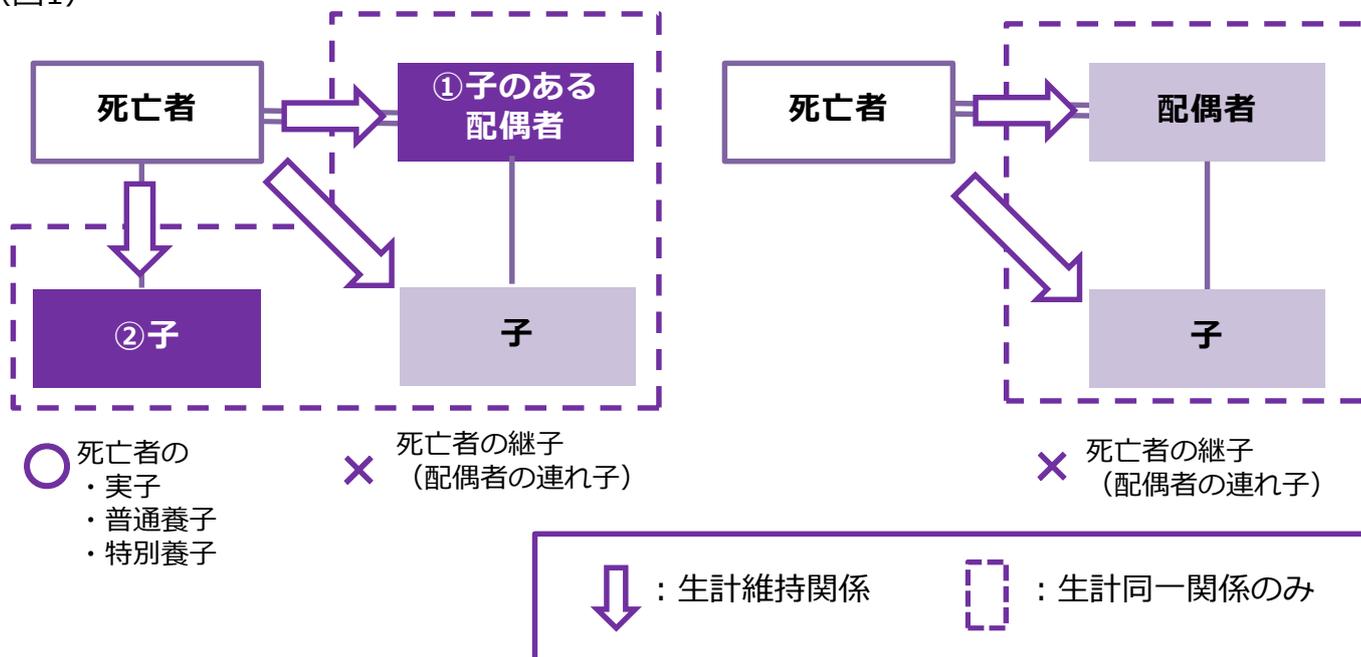
- 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

子のある配偶者に該当する例と留意点

- 配偶者には、亡くなった方と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 子は、亡くなった方の法律上の子（血縁関係のある実子、養子縁組した子、認知された子）に限ります。事実上の子（配偶者の連れ子であって亡くなった方と養子縁組していない子など）は、子に含まれません。（図1）
- 死亡日において胎児であった子が生まれたときは、その子は、亡くなった方によって生計を維持するものとみなされます。そして、配偶者は、死亡日において、その子と生計を同じくしていたものとみなされ、その子の出生と同時に将来に向かって受給権を取得します。

➔ 遺族の範囲

(図1)



No.2-2 遺族の要件

✓ 子とは

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持する子が受け取ることができます。子は次のいずれかに該当する必要があります。(図2)

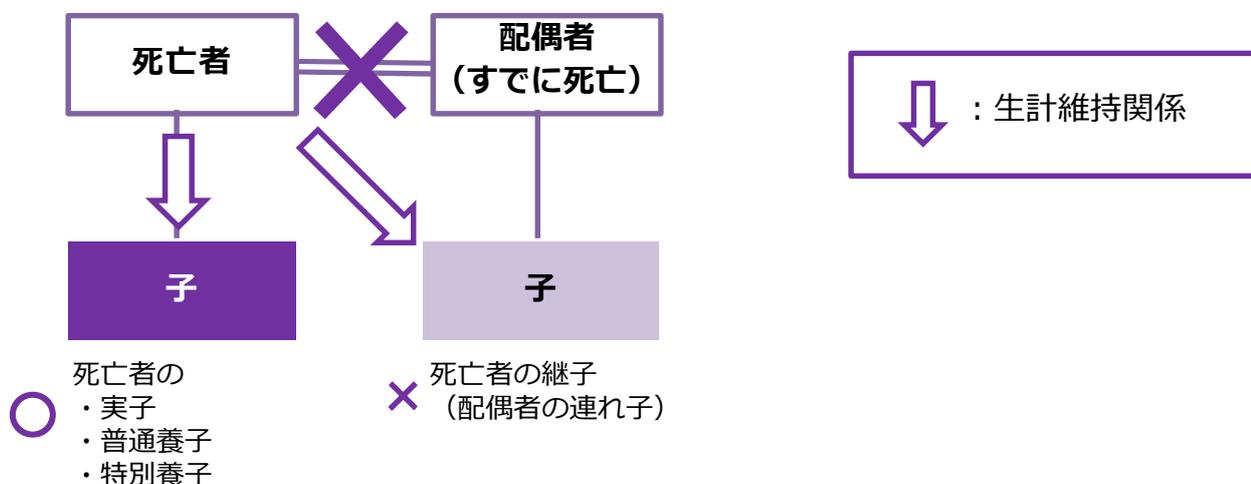
- 18歳未満の子、または18歳に達した日(18歳誕生日の前日)以後最初の3月31日までの間にある子(未婚)
- 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子(未婚)

子に該当する例と留意点

- 子は、亡くなった方の法律上の子(血縁関係のある実子、養子縁組した子、認知された子)に限ります。事実上の子(配偶者の連れ子であって亡くなった方と養子縁組していない子など)は、子に含まれません。(図2)
- 死亡日において胎児であった子が生まれたときは、その子は、亡くなった方によって生計を維持するものとみなされ、出生と同時に将来に向かって遺族基礎年金を受け取ることができる「子」とされます。

➔ 遺族の範囲

(図2)



No.3-1 亡くなった方の被保険者等要件

✓ 短期要件

次のいずれかに該当する場合には、「亡くなった方の保険料納付要件」を満たしている必要があります。

➔ 遺-No.4

- ・国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- ・国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき

参考1：遺族厚生年金における短期要件

亡くなった方が次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
- ・厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ・障害厚生年金1級または2級を受け取ることができる方が死亡したとき

遺族厚生年金を受け取る要件に該当する場合には、年金事務所が請求窓口になります。

参考2：国民年金被保険者の種類

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号被保険者 (厚生年金 被保険者)	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先 経由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

No.3-2 亡くなった方の被保険者等要件

✓ 長期要件

➔ 老-No.1

- 老齢基礎年金を受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）が死亡したとき（※）
- 受給資格期間が25年以上である方が死亡したとき（※）

（※）38ページの（参考）特例1～4に該当する場合は、受給資格期間が25年以上あるものとみなされます。

➔ 遺-（参考）

参考3：遺族厚生年金における長期要件

亡くなった方が次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- 老齢厚生年金を受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）が死亡したとき
- 受給資格期間が25年以上である方が死亡したとき

遺族厚生年金を受け取る要件に該当する場合には、年金事務所が請求窓口になります。

No.4-1 亡くなった方の保険料納付要件

- ・ 原則または特例の2つの納付要件のいずれかを満たしていることが必要となります。
- ・ 死亡日以後、保険料の納付や免除申請をしても、納付要件の判定の対象に入りません。
- ・ あくまでも死亡日の前日における納付状況に基づき要件判定がされます。

✓ 3分の2以上納付（原則）

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、3分の2以上の期間納付済か免除されているか否かを判定します。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、納付猶予等を含む）の合計です。

例：納付要件を満たす場合（平成30年7月20日に20歳到達）

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H30				納	納	納	納	未	納	納	納	納
H31 R1	未	未	納	免	免	免	免	免	免	免	免	免
R2	免	免	免	未	未	納	納	未	未	未	未	納
R3	納	納	納	納	納	納	納	死亡日				

※ 死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間が39ヵ月、免除+納付済が30ヵ月であり、要件を満たす。

	: 保険料納付済みの月
	: 保険料が免除された月
	: 保険料が未納の月
	: 未加入期間

No.4-2 亡くなった方の保険料納付要件

✓ 直近1年間に未納がない（特例）

次のすべての要件を判定します。

- **死亡日の前日**において、死亡日の属する月の前々月までの直近の**1年間**に保険料の未納がない
- 令和8年3月31日以前に死亡

65歳以上の特例高齢任意加入をしている被保険者が亡くなった場合には、上記要件は適用されず、「3分の2要件」のみが適用されます。

例1：死亡日が平成3年5月1日以後の場合

令和2年								令和3年								
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未	未	未	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納	納	納	納	未

直近1年間に未納期間がない

▲ 死亡日

※ 死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

例2：令和2年11月20日に20歳に到達、令和3年9月10日に死亡した場合

令和2年								令和3年								
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
/	/	/	/	/	/	免	免	免	免	納	納	納	納	納	納	未

直近1年間に未納期間がない

▲ 死亡日

※ 死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

例3：死亡日が60歳以後の場合

令和2年								令和3年								
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未	納	納	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納	/	/	/	/

直近1年間に未納期間がない

▲ 60歳 ▲ 死亡日

※ 死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

No.4-3 亡くなった方の保険料納付要件

保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

保険料納付済期間とは？

- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
 - 保険料免除期間について保険料を追納した期間
 - 保険料未納期間について保険料を後納した期間
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
 - 国民年金保険料産前産後免除期間に該当する期間
-
- 第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
 - 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間
-
- 第3号被保険者期間
 - ※ 3号該当届が2年以上遅れた場合は、3号特例届を行った日以後保険料納付済期間として認められた期間

No.4-4 亡くなった方の保険料納付要件

保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

 [加入・免除ガイド-No.18](#)

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

 [加入・免除ガイド-No.16](#)

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

 [加入・免除ガイド-No.17](#)

② 納付猶予（令和12年6月まで）

20歳以上50歳未満の方（学生を除きます）で、

本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。

世帯主の所得は考慮されません。

 [加入・免除ガイド-No.16](#)

No.5-1 生計維持・同一関係とは



子のある配偶者の生計維持・同一関係の認定要件

子のある配偶者と死亡者が、死亡日において生計を同一にしており、配偶者の収入または所得が一定金額未満であることなどがが必要です。具体的には**次の要件を共に満たす必要**があります。

子のある配偶者と死亡者の生計維持関係の認定要件

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日において子のある配偶者が死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子のある配偶者が死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子のある配偶者と死亡者の住所が住民票上異なっていたが、子のある配偶者が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 死亡者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

かつ

収入要件
いずれか

- ① 死亡日において子のある配偶者の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において子のある配偶者の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において子のある配偶者の一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当したこと
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において子のある配偶者の定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

子のある配偶者と子の生計同一関係の認定要件

生計同一 要件 いずれか

- ① 死亡日において子が子のある配偶者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子が子のある配偶者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子と子のある配偶者の住所が住民票上異なっていたが、子が次のいずれかに該当したとき
 - ア 死亡日において子のある配偶者と起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 子のある配偶者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 子のある配偶者との間に定期的に音信、訪問があったこと

事実婚関係

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

☑ 子の生計維持関係の認定要件

死亡日において子と死亡者が生計を同一にしており、子の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

生計同一 要件 いずれか

- ① 死亡日において子が死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子が死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子と死亡者の住所が住民票上異なっていたが、子が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 死亡者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

かつ

収入要件 いずれか

- ① 死亡日において子の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において子の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において子の一時的な所得があったときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において子の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

No.6-1 いくら？ - 年金額の計算 -

☑ **子のある配偶者が受け取れる年金額**（令和6年度の新規裁定者（67歳以下の方）の額）

基本額（年額） **816,000円** + 子の加算額

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

※ 既裁定者（68歳以上の方）の満額は、年額813,700円です。

<子の加算額>

1人目、2人目の子：

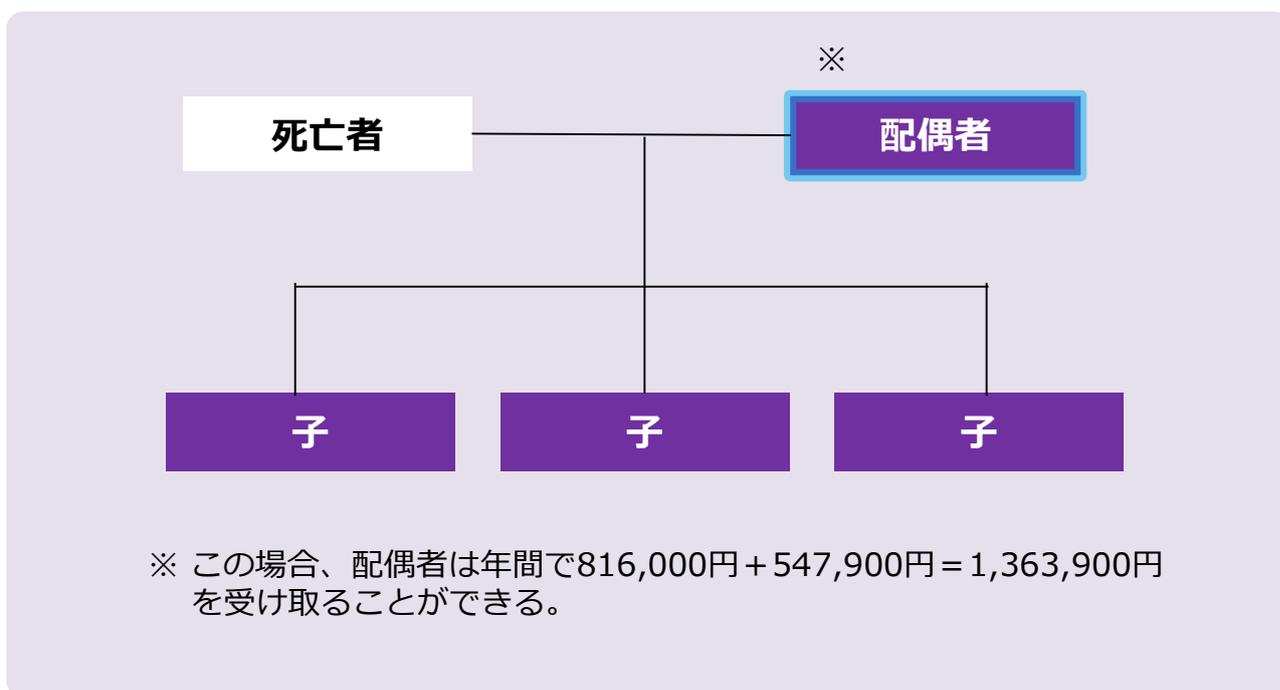
1人につき年額234,800円（月額19,566円）

3人目以後の子：

1人につき年額78,300円（月額6,525円）

子の人数	基本額	加算額	年額（月額）
1人	816,000円	234,800円	1,050,800円（87,566円）
2人		469,600円	1,285,600円（107,133円）
3人		547,900円	1,363,900円（113,658円）
4人目以後		1人につき78,300円が加算	

例1：子が3人いる配偶者のケース



No.6-2 いくら? - 年金額の計算 -

☑ 子が受け取れる年金額 (令和6年度の額)

基本額 (年額) **816,000**円 + 子の加算額
子の人数

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を、年金を受ける子の数で割った額をそれぞれ受け取れます。

<子の加算額>

2人目の子 :

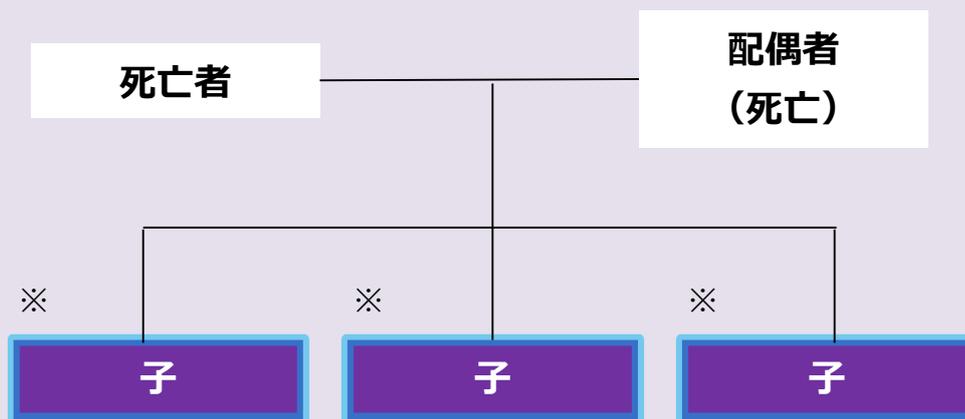
1人につき年額234,800円 (月額19,566円)

3人目以後の子 :

1人につき年額78,300円 (月額6,525円)

子の人数	基本額	加算額	合計額	1人あたりの額 (月額)
1人		0円	816,000円	816,000円 (68,000円)
2人	816,000円	234,800円	1,050,800円	525,400円 (43,783円)
3人		313,100円	1,129,100円	376,366円 (31,363円)
4人目以後			1人につき78,300円が加算	

例2 : 子が3人いる配偶者が死亡したケース



※ この場合、子はそれぞれ年間で $(816,000円 + 313,100円) \div 3 = 376,366円$ を受け取ることができる。

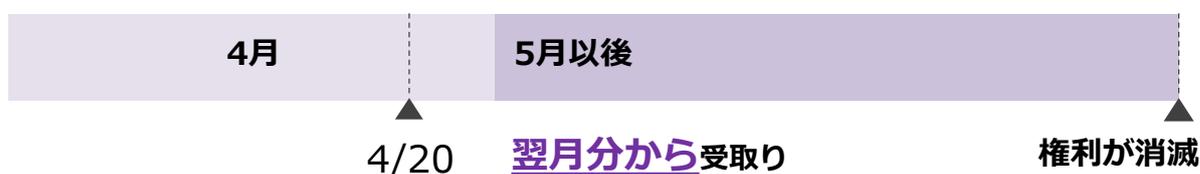
No.7-1 いつから受け取れる？

✔ いつからいつまで受け取れるのか

➔ 遺-No.9

亡くなった方の死亡日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

例：死亡日が4月20日の場合
5月分からの受取りになります。



(注1) 支給停止が解除された場合は支給停止が解除された日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

➔ 遺-No.8

(注2) 失踪宣告がなされた場合は失踪宣告により死亡とみなされた日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

➔ 遺-No.10

No.7-2 いつから受け取れる？

☑ いつから入金されるか

<最初の入金>

- 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月分から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月分から直近の偶数月の前月分までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金月が前後することがあります。



<通常の入金>

- **偶数月の15日**に入金されます。
- 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



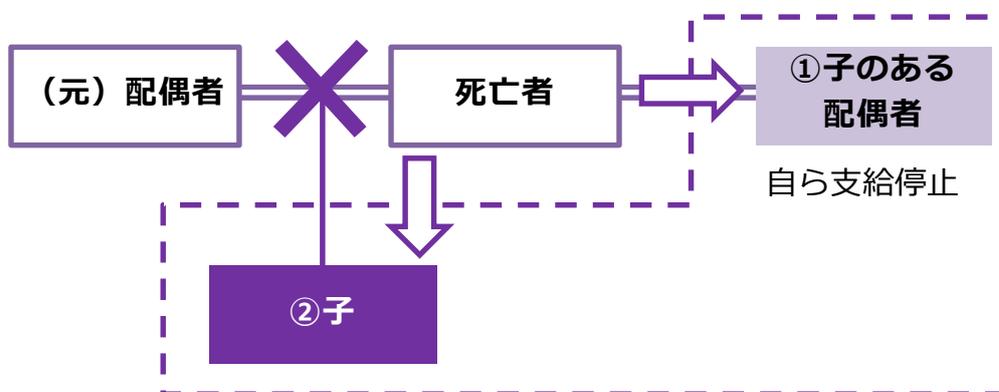
No.8-1 支給が停止される場合

✓ 子のある配偶者の支給が停止される場合とは

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により、支給が停止されます。

1	子のある配偶者が1年以上所在不明で、その子が支給停止の申請を行ったとき
2	子のある配偶者が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき（図3）
3	子のある配偶者が労働基準法による遺族補償を受けられるとき（死亡日から6年間）

（図3）死亡者の元配偶者との間に子があり、死亡日における配偶者が自ら支給停止の申請を行った場合



↓ : 生計維持関係

⋮ : 生計同一関係のみ

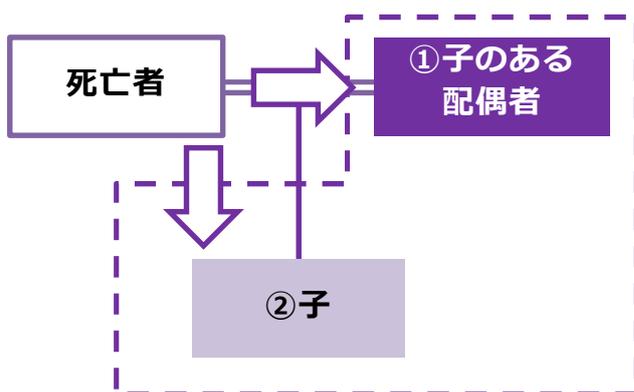
No.8-2 支給が停止される場合

☑ 子の支給が停止される場合とは

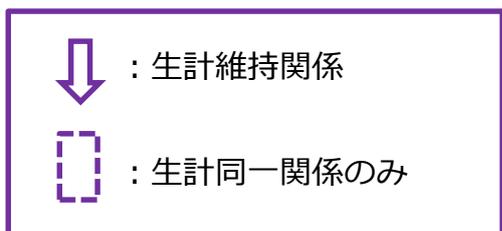
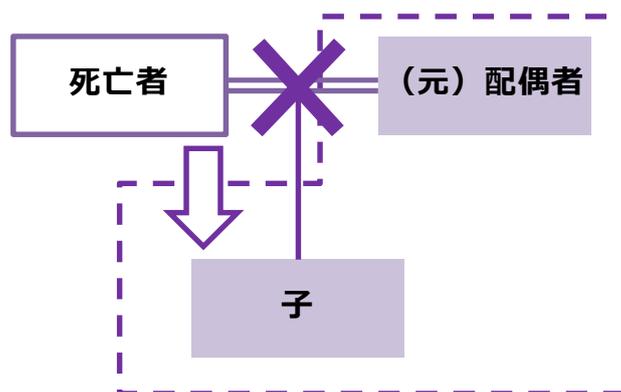
遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により、支給が停止されます。

1	子のある配偶者が受給権者であるとき（図4）
2	子の父または母と生計を同一にしているとき（図5）
3	子が1年以上所在不明で、他の子が支給停止の申請を行ったとき
4	子が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき
5	子が労働基準法による遺族補償を受けられるとき（死亡日から6年間）

(図4)



(図5)



No.9-1 いつまで受け取れる？

✓ 子のある配偶者

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により受け取れなくなります。また、子の状況の変化に応じて、その翌月分から加算額が改定されます。

配偶者の状況

下記の状況のいずれかに該当したときは、その翌月分から年金が受け取れなくなります。

1	配偶者が亡くなられたとき
2	配偶者が婚姻をしたとき
3	配偶者が養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）
4	子が亡くなられたとき
5	子が婚姻したとき
6	子が配偶者以外の者の養子になったとき
7	子が離縁によって亡くなられた方の子でなくなったとき
8	子が18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）（※）
9	18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態ではなくなったとき（※）

（※）平成9年4月1日生まれの子は、18歳到達が平成27年3月31日となるため、平成26年度が18歳到達年度となります。

✓ 子

遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により受け取れなくなります。

子の状況

下記の状況のいずれかに該当したときは、その翌月分から年金が受け取れなくなります。

1	亡くなられたとき
2	婚姻をしたとき
3	養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）
4	離縁によって、亡くなられた方の子でなくなったとき
5	18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）
6	18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態ではなくなったとき

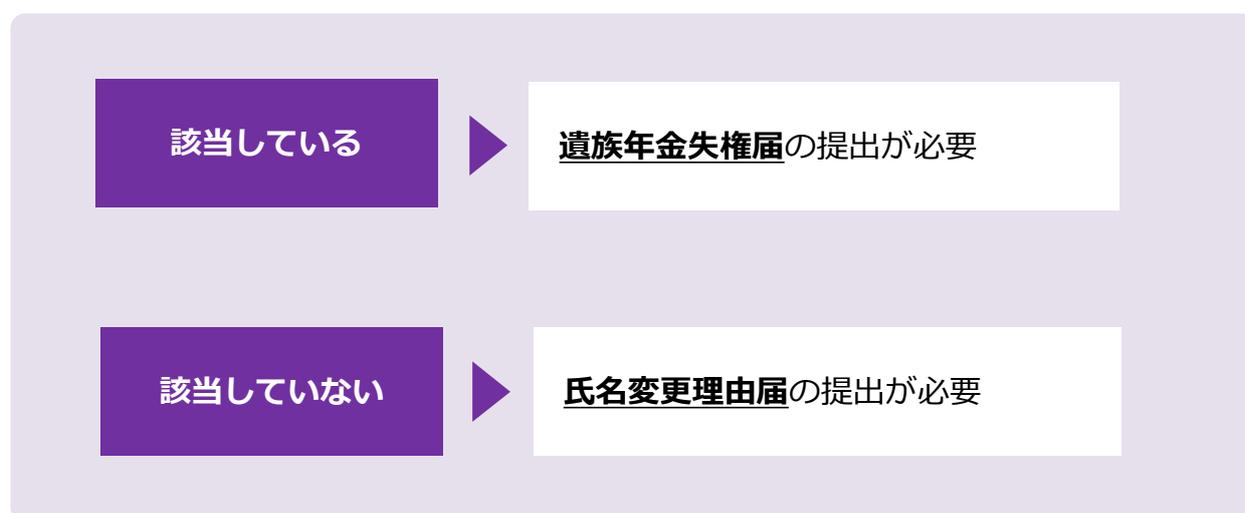
20歳に達したとき = 20歳誕生日の前日

No.9-2 遺族年金受給者の氏名が変わったとき

☑ 必要な手続きは？

遺族年金受給者の氏名が変わったときは、過払い防止の観点から、日本年金機構から「遺族年金失権届」及び「氏名変更理由届」が送付されます。受け取った方はいずれかの提出が必要です（法令の定めでは、事実発生日から14日以内の提出が義務づけられています）。14日後までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まることがありますので、ご注意ください。

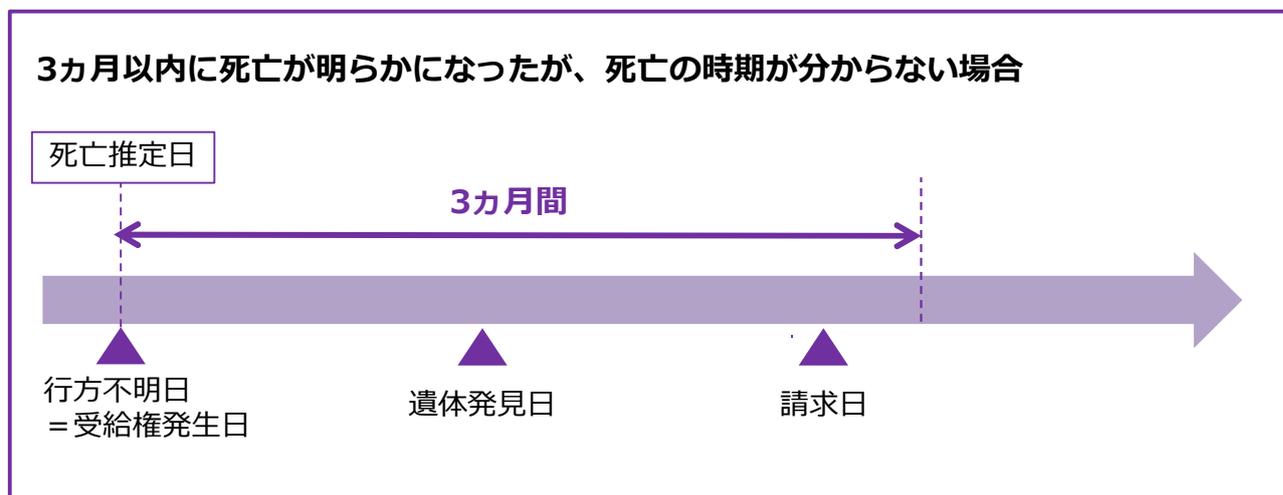
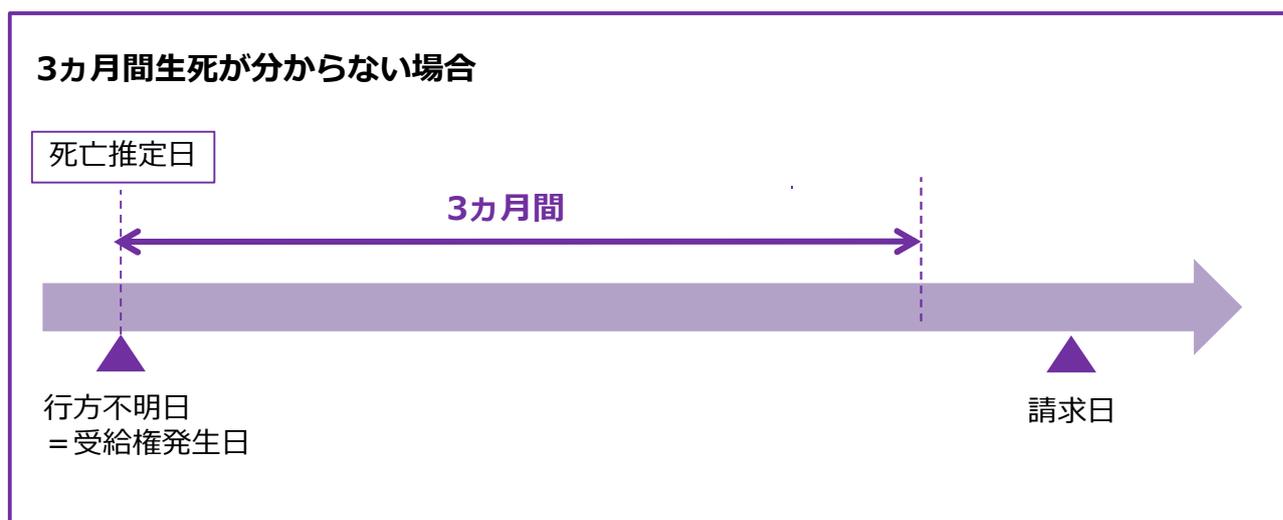
年金が受け取れなくなる状況（No.9-1）に



No.10-1 死亡の推定と失踪宣告

✓ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際、ともに行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定します。

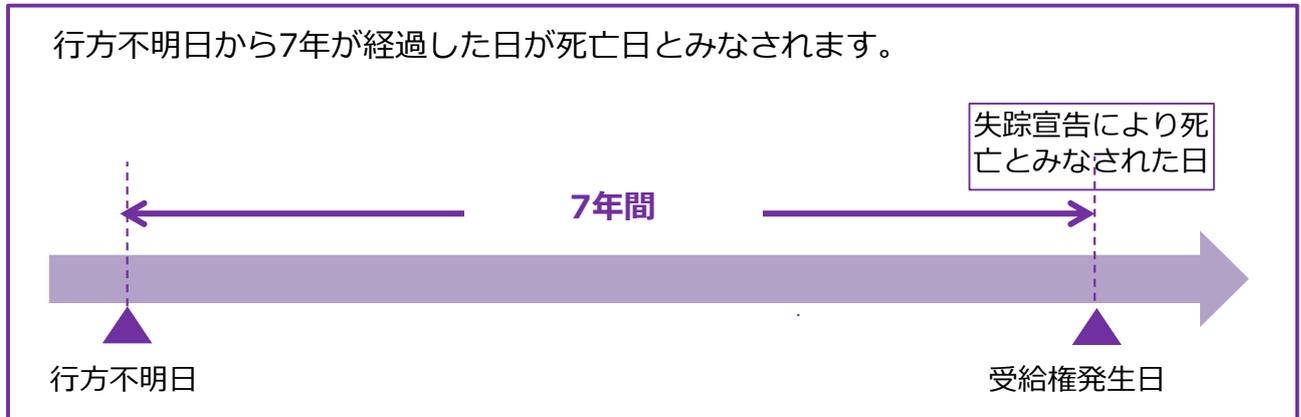


- ※ **東日本大震災**により行方不明となった際、行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合にも、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際と同様に取り扱います。

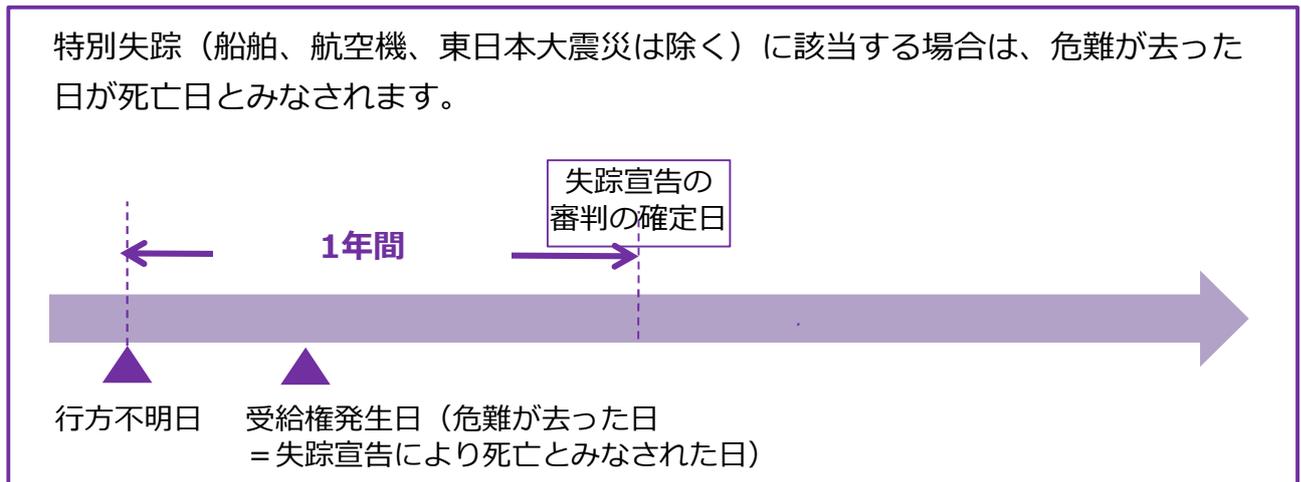
No.10-2 死亡の推定と失踪宣告

✓ 失踪宣告

普通失踪



特別失踪



✓ 要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
遺族の要件（生計維持関係含む）	行方不明日	行方不明日	失踪宣告により死亡とみなされた日
亡くなった方の被保険者等要件			
亡くなった方の保険料納付要件			
身分関係		失踪宣告により死亡とみなされた日	
年齢			
障害状態			

No.11-1 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間

損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

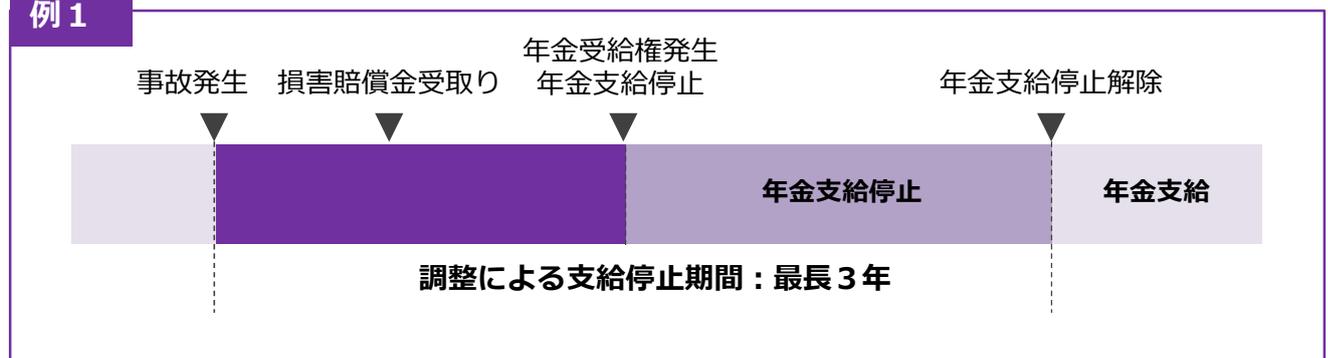
☑ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 損害賠償金受取り後に遺族基礎年金の受取りが開始した場合

支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。

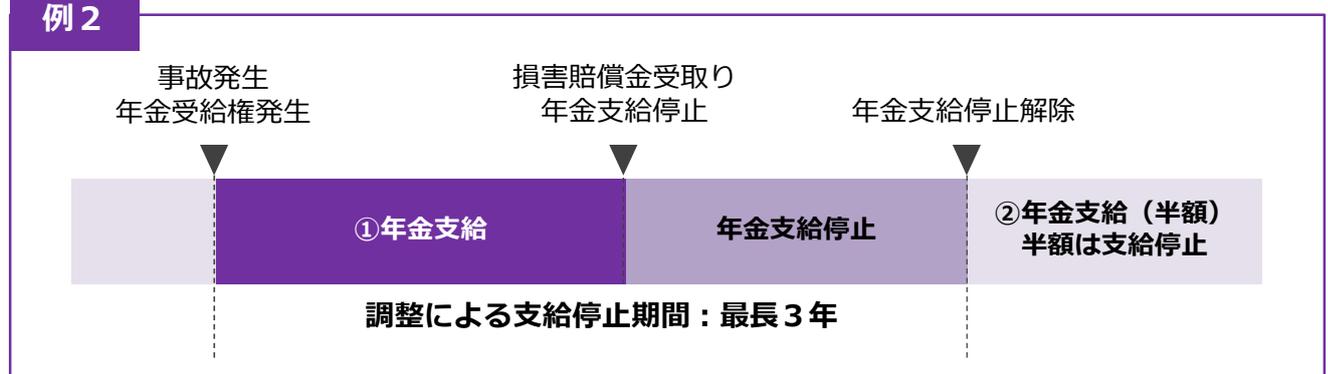
例 1



2. 遺族基礎年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合

損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。

例 2



☑ 支給停止される金額

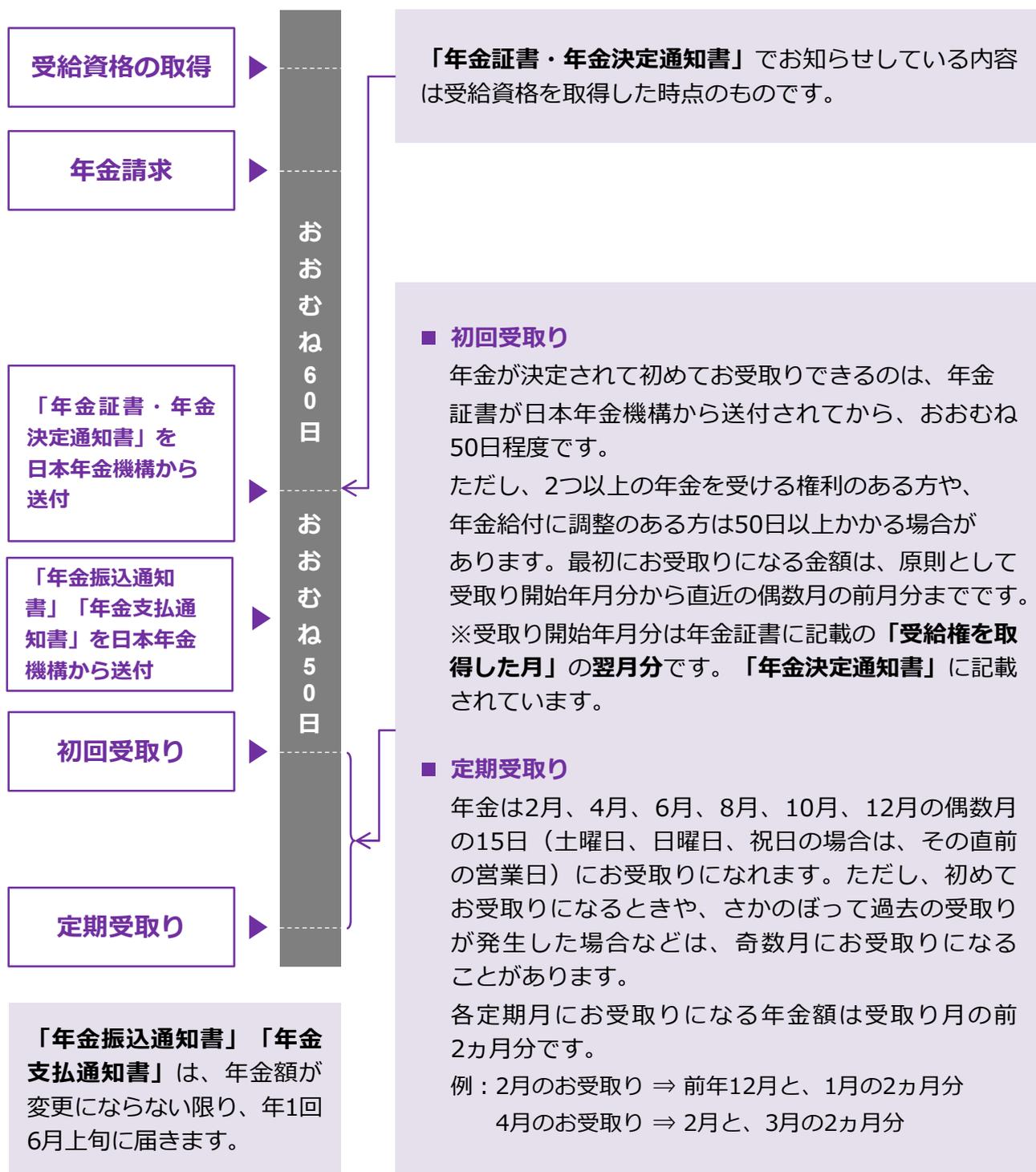
損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。

感謝料、医療費などは対象外です。

No.12-1 請求後の流れ

✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



No.12-2 請求後の流れ

● 年金証書・年金決定通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 年 月 日 受給権を取得した年月 年 月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

年 月 日

厚生労働大臣

見本

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 厚生年金 厚生年金保険法 第 条 の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和61年3月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

4. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者	配偶者 (区分)	子	人
遺族加算区分			

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条 の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	加算額対象者

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の保険料納付済期間等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)	
	納付	免除	厚生年金保険	共済組合		
	月 4分の1免除	月 ()	月	月		月
	半額免除	月 ()				
	(付加) 月 4分の3免除	月 ()	共済組合	月		
	全額免除	月 ()				

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の () 内の月数は平成21年4月以降の月数です。

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況

障害の等級	級 号
診断書の種類	
次回診断書提出年月	年 月

年 月 日

様

上記のとおり決定しましたので通知します。

厚生労働大臣



見本

No.12-5 請求後の流れ

● 支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	

円 今後、あなたにお支払いする年金額は左の太枠内の金額になります。

厚生年金

1. 年金の計算の基礎となった加入期間の内訳

加入期間	月数
ア. 厚生年金保険の加入期間	
イ. 厚生年金保険の被保険者期間	
ウ. 沖縄免除期間	
エ. 離職分割等により厚生年金の被保険者とならなかった期間	
オ. 旧令共済組合期間	

2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額等の内訳

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 平均標準報酬月額 (円)
ア. 平成15年3月までの期間 (ウ、オ、及びキ～シを除きます)		
イ. 平成15年4月以降の期間 (アを除きます)		
ウ. 平成15年3月までの厚生年金特例期間 (ケ、及びコを除きます)		
エ. 平成15年4月以降の厚生年金特例期間		
オ. 平成15年3月までの船員であった期間 (ウ、及びシを除きます)		
カ. 平成15年4月以降の船員であった期間		
キ. 昭和61年3月までの坑内員であった期間 (アを除きます)		
ク. 昭和61年4月から平成3年3月までの坑内員であった期間 (コを除きます)		
ケ. 昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金特例期間		
コ. 昭和61年4月から平成3年3月までの坑内員であった厚生年金特例期間		
サ. 昭和61年3月までの船員であった期間		
シ. 昭和61年4月から平成3年3月までの船員であった期間		

3. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者

(余 白)

【 障害厚生年金の障害の状況 】

次回診察書提出年月

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であつたあなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送付が交付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省)に再審査請求できます。なお、この決定の取消または、審査請求の決定を経ないで、現地で再審査、審査請求があつた日から2か月を経過して審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁定、以下同じ。)の取消を要した日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、期間として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

【 厚生年金 】

項番	基本となる年金額 (1)=(4)+(5)+(6) (円)	支給停止額(2) (円)	年金額 (3)=(1)-(2) (円)	変更後の障害等級	該当または不該当となった加給年金対象者 (生年月日) 続・障

【 厚生年金 】

項番	基本額(4) (円)	特別加給金額 又は寡婦加算額(5) (円)	加給年金額(6) (円)

項番	決定・変更年月	決 定	変 更 理 由



お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!
お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。
0570-05-1165
050 から始まる電話でつながりになる場合は
03-6700-1165

(受付時間)
月 曜 日 午前9:30～午後7:00
火～金曜日 午前9:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の期末日0時午後7:00まで電話をお受けします。
*休日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

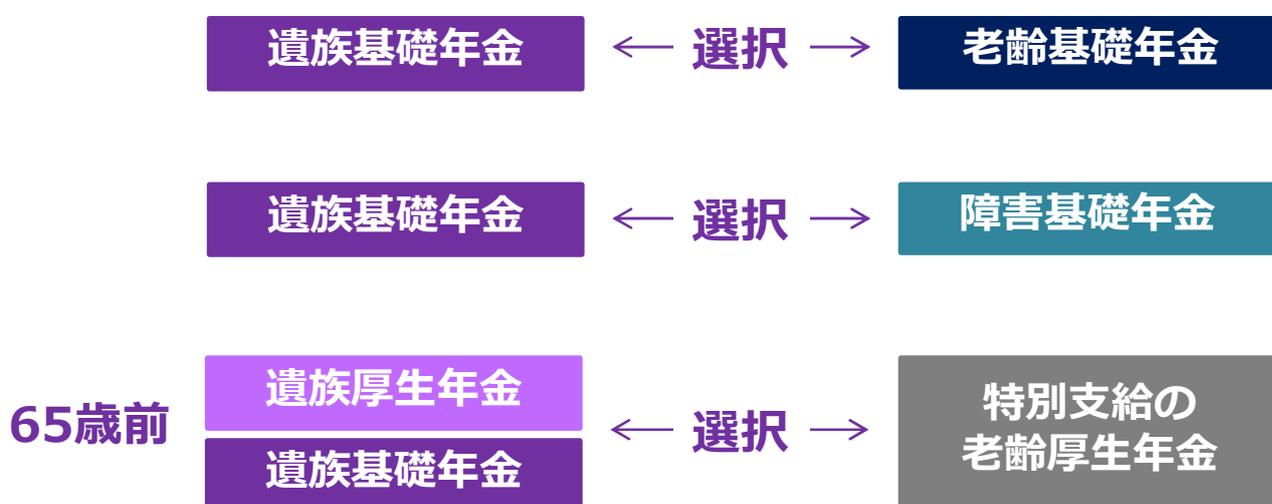
No.13-1 複数の年金を受け取る権利があるとき

✓ 遺族基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

遺族基礎年金を受け取ることができる方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1人1年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

この場合、いずれか1つの年金を選択した上で、「年金受給選択申出書」を提出してください。

(例)

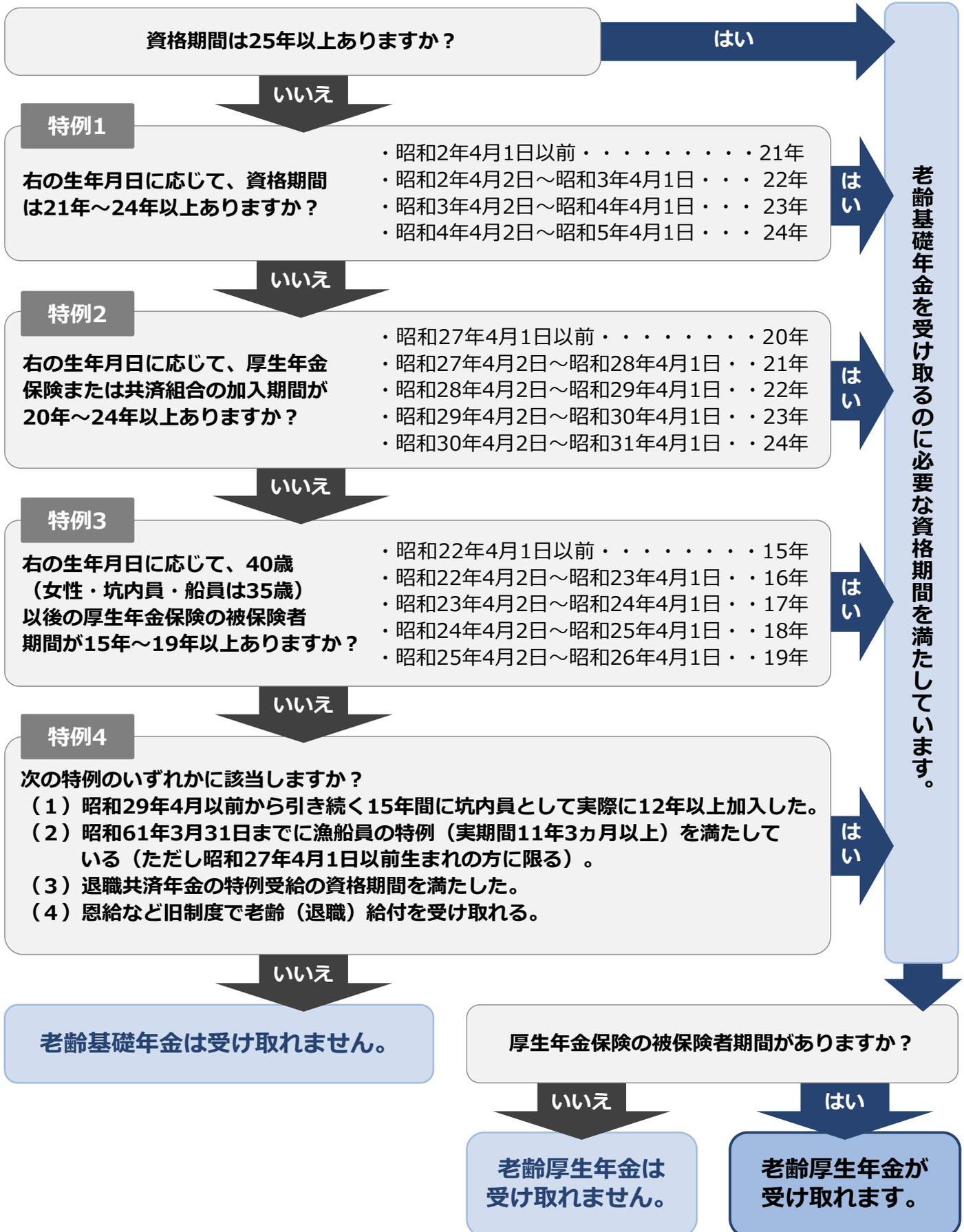


なお、「遺族基礎年金と遺族厚生年金」を受けている方が、65歳以上で新たに老齢基礎年金を受けられるようになったときは、遺族基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、老齢基礎年金と遺族厚生年金はあわせて受けることができます。また、この特例は「障害基礎年金と障害厚生年金」を受けられる方にも適用されます。

(例)



(参考) 老齢年金の受給資格 (平成29年7月31日以前に受給権が発生する方向け) チェックフローチャート





請求書等記入例 – 必要書類を含む –

必ず提出・添付するもの（続き）

- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（コピー可）※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、法定相続情報一覧図の写しのいずれか
- 生計同一の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）
- 死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書

生計維持関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と別居等されている請求書の場合で、第三者の証明もしくは第三者の証明に代わる書類の添付が必要）

【第三者の証明に代わる書類】

- ・ 健康保険被保険者証または組合員証等
※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
 - ・ 給与明細または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
 - ・ 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
 - ・ 定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等
※定期的に送金がある場合
- 事実婚関係に関する申立書（該当する方の場合に必要）
 - 収入に関する認定書類（マイナンバーで収入確認できる場合は省略可）

亡くなられた原因が第三者行為の場合に必要な書類

- 第三者行為事故状況届
- 交通事故証明または事故が確認できる書類 ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写しなど
- 損害賠償金の算定書 ※すでに決定済みの場合、示談書等受領額がわかるもの
- 確認書
- 被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類 ※源泉徴収票、健康保険証の写し、学生証の写し等
- 同意書

亡くなられた方の子に障害がある場合に必要な書類

- 医師または歯科医師の診断書



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

収入に関する下記のいずれかの書類（マイナンバーで収入確認できる場合は省略可）

- 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票 ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合
- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）※国民年金第3号被保険者の場合
- 年金証書および決定通知書（裁定通知書）※公的年金の加給年金額対象者または加算対象者の場合
- 国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書 ※国民年金保険料免除者の場合
- 保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合
- 子の収入が確認できる書類（義務教育終了前は不要、高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証等が必要）

その他、状況によって必要な書類

- 委任状（代理人が手続きする場合）
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 年金受給選択申出書（他の年金を受け取っているとき）
- 年金裁定請求の遅延に関する申立書（受給権発生日の翌日から5年経過したとき）
- 合算対象期間が確認できる書類
- 年金証書（他の公的年金から年金を受けているとき）



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

記入上の注意事項

■この記入例は、老齢基礎年金を受け取っていた方が亡くなられて、一緒に生活していた配偶者(ご本人も老齢基礎年金を受けている)が、遺族年金を請求する場合のものです。

年金請求書 (国民年金遺族基礎年金) 様式第108号

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上ある場合は、窓口にお申し出ください。

原則として、住民票住所をご記入ください。
ただし、住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合には、例外的に年金請求書の住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、別途、「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」をご提出ください。

指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、してください。

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

生計を同じくしている子がいる場合は、ご記入ください。
■子の年齢要件は次のいずれかとなります。
・18歳になった後の最初の3月31日まで
・国民年金法施行令に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

マイナンバーをご記入いただくことにより、毎年誕生月にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要となります。

マイナンバーをご記入いただけていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。

金融機関またはゆうちょ銀行の証明を受けてください。
なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行の証明は必要ありません。

- ・預金通帳(貯金通帳)を持参する場合
- ・次のコピーのうちいずれか1点を添付する場合
 - ①預金通帳(貯金通帳)
 - ②キャッシュカード
 - ③預金口座を明らかにすることができる金融機関が発行する書類

・インターネット専業銀行等の口座番号がわかる画面をプリントアウトしたもの等を添付する場合

・公金受取口座として登録済の口座を指定する場合

注) 貯蓄口座では年金の受け取りができません。また、インターネット専業銀行の中には年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例

①あなたは、現在、公的年金制度（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

<input checked="" type="radio"/> 1 受けている	<input type="radio"/> 2 受けていない	<input type="radio"/> 3 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
--	--------------------------------	-----------------------------	-------------	-------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
イ	老齢	79年2月14日	1150

※「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。
 ※「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

年金コードまたは共済組合等コード・年金種別	
1	
2	
3	
他年金種別	

上外	傷病名	診断書	有年数	有年	第三者行為
上外 1 2			元号	元号	

受給権発生年月日	停止事由	停止期間	条文	失権年月日
元号 年 月 日	元号 年 月 日	元号 年 月 日	0 1 3 7 0 0 1	元号 年 月 日

他制度満了		合算対象記録1		2		3	
元号 年 月 日							
4	5	6	7	8	9	10	11
元号 年 月 日							
12	13	14	15				
元号 年 月 日							

共済コード		共済記録1		2	
元号 年 月 日					
3	4	5	6	7	8
元号 年 月 日					

時効区分 ◆ 終了表示 E 送信

★市区町村からの連絡事項	未納保険料の納付	有 昭和・平成・令和 年 月分 無 昭和・平成・令和 年 月分	差額保険料の未納分の納付	有 昭和・平成・令和 年 月分 無 昭和・平成・令和 年 月分
	保険料の追納	有 昭和・平成・令和 年 月分 無 昭和・平成・令和 年 月分	検認票の添付	有・無

すでに年金を受け取っている場合、または、他の年金の請求手続きをしている場合は、必ず○で囲んでください。

請求者本人が年金を受け取っている場合、ご記入ください。原則として2つ以上の年金を同時に受け取ることできません。いずれか一方の年金を選ぶことになります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例

①履歴（死亡した方の公的年金制度加入経過） ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。		請求者の自宅の電話番号（ XX ）-（XXXX）-（XXXX） 請求者の勤務先の電話番号（ XXX ）-（XXXX）-（XXXX）		(5) 備考
(1) 事業所（船舶所有者）の名称および 船員であったときは、その船舶名	(2) 事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国 民年金の加入期間	(4) 加入していた年 金制度の種類	
最 初	杉並区高井戸西3-5-24 〇マンションXX号	S40・9・19から H17・9・19まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
2		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
3		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
4		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
5		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
6		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
7		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
8		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
9		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
10		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
11		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
12		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
13		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
②死亡した方が退職後、個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の 年金任意継続被保険者となったことがありますか。		1. はい ・ 2. いいえ		
「はい」と答えた方は、保険料を納めた年金事務所（社会保険事務所）の 名称をご記入ください。				
その保険料を納めた期間をご記入ください。		昭和 平成	年 月 日から 年 月 日	昭和 平成
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号をご記入ください。		(記号)		(番号)

加入していた年金制
度が国民年金のとき
は、記入は不要です。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例

必ず ご記入 ください。	(1) 死亡した方の生年月日・住所	昭和 XX年 XX月 XX日	住所	〒168-0071 杉並区高井戸西3-5-240 オマンションXX号	
	(2) 死亡年月日	令和 XX年 XX月 XX日	(3) 死亡の原因である傷病または負傷の名称	急性心不全	
	(4) 傷病または負傷の発生した日	令和 XX年 XX月 XX日	(5) 傷病または負傷の初診日	令和 XX年 XX月 XX日	
	(6) 死亡の原因である傷病または負傷の発生原因		(7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。	1 はい 2 いいえ	
	(8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所	氏名		住所	
	(9) 請求する方は、死亡した方の相続人になれますか。			1 はい 2 いいえ	
	(10) 死亡した方はつぎの年金制度の被保険者、組合員または加入者となつてことがありますか。あるときは番号を○で囲んでください。	<input checked="" type="radio"/> 1 国民年金法 <input type="radio"/> 2 厚生年金保険法 <input type="radio"/> 3 船員保険法（昭和61年4月以後を除く） <input type="radio"/> 4 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 <input type="radio"/> 5 国家公務員共済組合法 <input type="radio"/> 6 地方公務員等共済組合法 <input type="radio"/> 7 私立学校教職員共済法 <input type="radio"/> 8 旧市町村職員共済組合法 <input type="radio"/> 9 地方公務員の退職年金に関する条例 <input type="radio"/> 10 恩給法			
	(11) 死亡した方は、(10)欄に示す年金制度から年金を受けていましたか。	1 はい	受けていたときは、その制度名と年金証書の基礎年金番号および年金コード等をご記入ください。	制度名	年金証書の基礎年金番号および年金コード等
		2 いいえ		国民年金	XXXX-XXXXXX-1150

(1) 死亡した方がつぎの年金または恩給のいずれかを受けることができたときはその番号を○で囲んでください。	<input type="radio"/> 1 地方公務員の恩給 <input type="radio"/> 2 恩給法（改正前の執行官法附則第13条において、その例による場合を含む。）による普通恩給 <input type="radio"/> 3 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金 <input type="radio"/> 4 旧外地関係または旧陸海軍関係共済組合の退職年金給付			
(2) 死亡した方が昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間または任意加入したが、保険料を納付しなかった期間が、つぎに該当するときはその番号を○で囲んでください。	<input type="radio"/> 1 死亡した方の配偶者が④の(10)欄（国民年金法を除く）に示す制度の被保険者、組合員または加入者であった期間 <input type="radio"/> 2 死亡した方の配偶者が④の(10)欄（国民年金法を除く）および(1)欄に示す制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間 <input type="radio"/> 3 死亡した方または配偶者が④の(10)欄（国民年金法を除く）に示す制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間 <input type="radio"/> 4 死亡した方または配偶者が④の(10)欄（国民年金法を除く）および(1)欄に示す制度から障害年金を受けることができた期間 <input type="radio"/> 5 死亡した方または配偶者が戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金を受けることができた期間 <input type="radio"/> 6 死亡した方が④の(10)欄（国民年金法を除く）および(1)欄に示す制度から遺族に対する年金を受けることができた期間 <input type="radio"/> 7 死亡した方が戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金または未婚遺族留守家族手当もしくは特別手当を受けることができた期間 <input type="radio"/> 8 死亡した方または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間 <input type="radio"/> 9 死亡した方が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間			
(3) 死亡した方が国民年金に任意加入しなかった期間または任意加入したが、保険料を納付しなかった期間が、上に示す期間以外でつぎに該当するときはその番号を○で囲んでください。	<input type="radio"/> 1 死亡した方が日本国内に住所を有さなかった期間 <input type="radio"/> 2 死亡した方が日本国内に住所を有していた期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間 <input type="radio"/> 3 死亡した方が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生であった期間 <input type="radio"/> 4 死亡した方が昭和61年4月以後の期間において下に示す制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間ただし、エからサに示す制度の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。 ア 厚生年金保険法 イ 船員保険法（昭和61年4月以後を除く） ウ 恩給法 エ 国家公務員共済組合法 オ 地方公務員等共済組合法（ケを除く） カ 私立学校教職員共済法 キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 ク 国会議員互助年金法 ケ 地方議会議員共済法 コ 地方公務員の退職年金に関する条例 サ 改正前の執行官法附則第13条			
(4) 死亡した方は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。	1 はい	2 いいえ		
(5) 昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。	1 はい	2 いいえ		
(6) 死亡の原因は業路上ですか。	1 はい	2 いいえ	(7) 労災保険から給付が受けられますか。	1 はい 2 いいえ
	1 はい	2 いいえ	1 はい	2 いいえ

交通事故など、死亡の原因が第三者の行為による場合は、その旨を窓口にお申し出ください。別途書類が必要です。

年金を受け取っていた方が亡くなった場合は、死亡届が必要です。また、亡くなった方が受け取るはずであった年金が残っているときは、「未支給年金・未支給給付金請求書」により請求することができます。（ただし一定の要件が必要です。）



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例

⑤ 生計維持申立			
生計同一関係	右の者は死亡者と生計を同じくしていたこと、および配偶者と子が生計を同じくしていたことを申し立てる。		
	令和 XX年XX月XX日		
請求者	住所	杉並区高井戸西3-5-24〇マンションXX号	
	氏名	年金 花子	
請求者	氏名	年金 花子	続柄 妻
		年金 次郎	長男
収入関係	1 この年金を請求する方はつきにお答えください。		◆確認欄
	(1) 請求者(名: 花子)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ () 印	◆年金事務所の確認事項
	(2) 請求者(名: 次郎)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ () 印	ア 健保等被扶養者(第三号被保険者)
	(3) 請求者(名:)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ () 印	イ 加算額または加給年金額対象者
2 上記1で「いいえ」と答えた方のうち、その方の収入がこの年金の受給権発生当時に降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。	はい・いいえ () 印	ウ 国民年金保険料免除世帯	エ 義務教育終了前
			オ 高等学校在学中
			カ 源泉徴収票・非課税証明等
令和 XX年 XX月 XX日 提出			

申立てを行った場合、同居の事実を明らかにすることができる世帯全員の住民票が必要です。

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要です。
「生計維持とは」以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計同一関係があること
例) ・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ② 配偶者または子が収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか？もう一度確かめください。
年金が決定された後に、年金請求書を提出された時点での記入もれの申し立てがありますと、すでに受け取った年金を調整する場合があります。
もう一度、年金請求書の記載内容をお確かめください。



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

年金請求書(国民年金遺族基礎年金)(別紙)

様式第110号

注) 1. この請求書は、遺族基礎年金を受けることができる方が2人以上あるときにご使用ください。
2. この請求書は、請求書(様式第108号)に添えてご提出ください。

受付登録コード
1 7 3 2 1

入力処理コード
6 3 0 0 4 0

進 達 番 号	年金コード
	6 4

二次元
コード

死亡した方	①基礎年金番号	X X X X X X X X X X X	<input type="checkbox"/> のなかに必要な事項をご記入ください。 (◆印欄には、なにも記入しないでください。) <input type="checkbox"/> 黒インクのボールペンでご記入ください。 <input type="checkbox"/> フリガナはカタカナでご記入ください。
	②生年月日	明・大・昭・平・令 1・3・5・7・9 X X X X X X	
	氏名	(フリガナ) ネンキン タロウ (氏) 年金 太郎 性別 1.男 2.女	

※個人番号(マイナンバー)で届出する場合は、本人確認書類が必要です。	⑥別紙区分	⑧未保	⑦支保	⑨受 数				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>個人番号(マイナンバー)</td><td>X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>基礎年金番号</td><td> </td></tr> </table>	個人番号(マイナンバー)	X X X X X X X X X X X X	基礎年金番号					
個人番号(マイナンバー)	X X X X X X X X X X X X							
基礎年金番号								

請求者	④生年月日	昭・平・令 5・7・9 X X X X X X	⑩続柄	性別
氏名	(フリガナ) ネンキン ジロウ (氏) 年金 次郎		子	1.男 2.女
⑪住所の郵便番号	⑫住所	(フリガナ) スギナミ 杉並	⑬続柄	⑭性別
1680071			タカドニシ 3-5-24 ○○マンション XX	

⑯年金受取機関 ※	(フリガナ) ネンキン タロウ
1. 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局) <input type="checkbox"/> 公金受取口座として登録者の口座を指定	※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に記してください。
口座名義人氏名	年金 太郎
⑰金融機関コード	⑱支店コード
	(フリガナ) タカドニシ 高井戸
⑲金融機関	(フリガナ) スギナミ 杉並
⑳貯金通帳の口座番号	⑳口座番号(左詰めで記入)

①加算額の対象者	氏名	(フリガナ) (氏) (名)	⑫生年月日	平・令	年	月	日	障害の状態	◆⑬診
				7 9				ある・ない	
18歳到達日以降の最初の3月31日までの間にある子および国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子	氏名	(フリガナ) (氏) (名)	⑫生年月日	平・令	年	月	日	障害の状態	◆⑬診
				7 9				ある・ない	

* 3人目以降は余白等にご記入ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例

㉞ あなたは、現在、公的年金制度（記入上の注意4参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	<input checked="" type="radio"/> 受けていない	3. 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
----------	---	--------	-------------	-------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

㉞ 年金コードまたは共済組合コード・年金種別			
1			
2			
3			
㉞ 他年金種別			

※「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。
 ※「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

上外	㉞ 傷病名	㉞ 診断書	㉞ 有年数	㉞ 有年	第三者行為
上外 1 2				元号	

㉞ 受給権発生年月日	㉞ 停止事由	㉞ 停止期間	㉞ 条文	㉞ 失権事由	㉞ 失権年月日
元号 年 月 日		元号 年 月 元号 年 月	0 1 3 7 0 0 1		年 月 日

㉞ 時効区分	◆ 終了表示	E	送信
--------	--------	---	----

入力処理コード	① 進達課所	① 進達番号	② 生年月日	年金種別
6 3 0 8 0 0			明・大・昭・平・令 1 3 5 7 9	遺族 64

完了処理	③ 完了表示	1 完 了
------	--------	-------



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

【記入例】年金受給選択申出書

◎共済組合の年金を受けている方（請求中の方も含む）は別様式（様式第202号）となります。

提出年月日を記入してください。

①欄：個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号を記入してください。

②欄：該当する項目に○をつけてください。

◎必ず、裏面の「年金受給選択申出に関する留意事項」をお読みになり、選択方法を記入してください。

◎「ア」（年金額が高い方を選択する）に○をつける国から支給される年金のみを比較して年金額の高い方が支給されます。

◎④欄：今後選択する年金コードを④欄にそれ以外の年金コードをそれぞれ記入してください。

◎⑤欄：以下の3条件すべてに該当する方のみ記入してください。

- 「受ける年金を具体的に指定する。」に○をつけた方
- 65歳以上で障害給付を選択する方
- 老齢給付または遺族給付を受けている方

以上の3条件すべてに該当する方は年金受給選択申出書の右側「選択または併給の組み合わせ表」をお読みになり、ア～エのいずれかを○で囲んでください。

※ 障害給付とは、障害基礎年金、旧国民年金法の障害年金をいいます。

⑥欄：
 ・②欄の「ア」に○をつけた場合で、企業年金を受けられるときは、その旨を記入してください。（例：企業年金考慮不要など。）
 ・②欄の「イ」に○をつけたときは、その理由を記入してください。（例：所得税考慮など。）
 ・③、④欄に記入すべき年金がまだ決定されていない場合は、その年金の種類、手続をした年金事務所等の名称と提出年月日を記入してください。

⑦欄：新たに選択する年金の額に加算額（振替加算を除く。）または加給年金額が加算されている方は、生計維持申立権に生計を維持していることを記入してください。

⑧⑨⑩欄：住所、氏名およびフリガナ、生年月日、連絡先の電話番号を記入してください。

年金受給選択申出書（他の年金を受け取っている場合）記載例

提出年月日： 平成 20 年 01 月 01 日

個人番号： 12345678901234567890

基礎年金番号： 12345678901234567890

氏名： 田中 太郎

フリガナ： タロウ 田中

住所： 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

電話番号： 03-1234-5678

年金受給選択： 基礎年金のみを選択する

併給希望： 基礎年金と企業年金を併給する

理由： 企業年金がまだ決定されていないため、基礎年金のみを選択する。

企業年金考慮： 企業年金がまだ決定されていないため、基礎年金のみを選択する。

生計維持申立権： 生計を維持していることを証明する書類を提出する。

併給の組み合わせ表：
 基礎年金のみを選択する： ○
 基礎年金と企業年金を併給する： ○
 基礎年金と国民年金を併給する： ○
 基礎年金と厚生年金を併給する： ○
 基礎年金と国民年金と厚生年金を併給する： ○



年金裁定請求の遅延に関する申立書記載例

年金裁定請求の遅延に関する申立書

私は、遺族基礎年金について、下記の理由により請求を行って
いなかったことを申し立てます。

また、年金の支払を受ける権利について、5年の時効が完成している分
については、支給がない旨を理解しています。

(遅延理由) を付けてください。

- 年金を請求することができると知らなかった。
- 年金制度について、よく理解していなかった。
-

令和 2 年 12 月 24 日

厚生労働大臣 様

住 所 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

氏 名 年金 花子



生計同一関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子用

様式3

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____ (①との続柄： _____)

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。

【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

生計同一関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子用

様式3

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

(1) 別居していた理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

② (亡くなった方) から① (請求される方) に対する経済的援助 (あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

① (請求される方) から② (亡くなった方) に対する経済的援助 (あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉗～㉙に記載してください。

㉗ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉘ 訪問回数 (年・月・週 : 約 _____ 回程度)

㉙ 音信・訪問の内容 _____

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合(住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合)または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ 表面の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



生計同一関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外用

様式4

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____ (①との続柄： _____)

上記①・②の方の状況に応じて、次の1、2のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。
【住民票上、別住所となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

生計同一関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外用

様式4

2. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

【経済的援助の状況について、以下に記載してください。】

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額（年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額（年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

第三者による証明欄

※ 生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和____年____月____日 ※ 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



事実婚関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

事実婚用

様式7

事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいたこと並びに生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って夫婦としての共同生活を営み、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（配偶者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。
【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。
【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

事実婚関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

事実婚用

様式7

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

(1) 別居していた理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

② (亡くなった方) から① (請求される方) に対する経済的援助 (あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

① (請求される方) から② (亡くなった方) に対する経済的援助 (あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉗～㉙に記載してください。

㉗ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉘ 訪問回数 (年・月・週 : 約 _____ 回程度)

㉙ 音信・訪問の内容 _____

第三者による証明欄

上記の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ 表面の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

遺族年金失権届

遺族年金失権届

※遺族基礎年金を受給されている方は、本届出により遺族年金生活者支援給付金の支給も終了します。

① 個人番号(または基礎年金番号) <small>※基礎年金番号で届出する場合は左欄に記入。</small>																				
年金コード																				
② 生 年 月 日		大正・昭和・平成・令和										年	月	日						
③ 失権の事由に該当した年月日		昭和・平成・令和										年	月	日						
④ 失権の事由	※	ア 婚姻(事実上の関係を含む。)した。 イ 直系血族または直系姻族以外の者の養子(事実上の関係を含む。)となった。 ウ 離縁 エ 受給権者の障害の程度がよくなった。 オ 18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した子・孫の障害の程度がよくなった。 (昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上) カ 受給権を取得した当時、55歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。 キ 受給権を取得した当時、60歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。 ク 受給権を取得した当時、60歳未満であった兄弟姉妹(18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した者に限る。)の障害の程度がよくなった。 (昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上) ケ 被保険者または被保険者であった者の死亡当時、胎児であった子が生まれた。																		
	07																			
	09																			
	10	コ 先順位の受給権者の所在が明らかとなった。																		
	50	サ 遺児年金の受給権者が父または母と生計同一となった。																		
	52	シ 老齢基礎年金の受給権が発生したことにより寡婦年金が受けられなくなった。																		
⑤ 氏 名		(フリガナ) (氏)										(名)								
⑥ 郵便番号																				
⑦ 住 所		※住所コード					(フリガナ)					市区 町村								
令和 年 月 日提出		電話番号()-()-()																		

記入上の注意

- ※印欄は、記入しないでください。
- ②の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。たとえば、昭和9年1月6日生まれの場合は、

大正・**昭和** 平成・令和

年	月	日
09	01	06

 のように記入してください。

- ③には、④のアからシまでのいずれかに該当した年月日を記入してください。
- ④は、該当しているところの記号(ア、イ、ウ等)を○印で囲んでください。
- 失権の事由がアからウに該当する方は、変更となった氏名、住所を⑤から⑦に記入してください。
- ⑤、⑦のフリガナは、カタカナではっきりと記入してください。

この届書に添えなければならない書類

- 年金証書
- 年金証書を添えることができないときは、その事由書





請求書等記入例 – 必要書類を含む –

遺族年金受給権者氏名変更理由届

遺族年金受給権者氏名変更理由届

① 個人番号(または基礎年金番号) および年金コード	個人番号(または基礎年金番号)(※左詰め記入)	年金コード
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
② 生 年 月 日	明 大 昭 平	年 月 日
③ 氏 名	(フリガナ)	
	(氏) (名)	
④ 変 更 の 理 由	<input type="checkbox"/> a 婚姻前の氏(旧姓)に戻したため <input type="checkbox"/> b 直系血族又は直系姻族の養子となったため <input type="checkbox"/> c その他()	
⑤ 備 考		

平成 年 月 日 提出

郵便番号 -

住 所

受給権者名 (フリガナ)

氏 名

自宅の電話番号 () - () - ()

記入上の注意

- ④は、該当する理由の記号を○印で囲んでください。「その他」の場合は、具体的に()内に記入してください。
- 受給権者が自ら署名する場合には、押印は不要です。

提出にあたっての注意

- 氏名を変更した日から10日以内(遺族基礎・寡婦年金の受給者の場合は14日以内)に提出してください。
※この届出書を提出いただけない場合、年金の支払いが一時止まる場合がありますのでご注意ください。
- 氏名の変更の理由が「婚姻」、「直系血族及び直系姻族以外の者との養子縁組」又は「死亡した方との養子縁組の解消」の場合、遺族年金失権届の提出が必要となります。遺族年金失権届を提出する場合、この届出の提出は必要ありません。

この届書に添えなければならない書類

- 戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにする書類
- 記入されたマイナンバー(個人番号)は、マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)が必要なため、以下の(1)または(2)を提出してください。
 - マイナンバーカード(個人番号カード) ※番号確認と身元(実存)確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。
 - 以下の2種類(㉞と㉟1種類ずつ)を提出してください。
 - マイナンバーが記載されている書類から1種類
住民票(マイナンバー記載のもの)または通知カード
 - 身元(実存)確認のできる書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

【窓口で提出される場合】

上記(1)マイナンバーカードまたは(2)の㉞と㉟1種類ずつの原本を提示してください。

【郵送で提出される場合】

マイナンバーカードは、両面のコピーまたは(2)の㉞と㉟1種類ずつのコピーを提出してください。

日本年金機構
受付年月日

- 遺族（請求者）の範囲 -

= 「三親等の傍系血族」

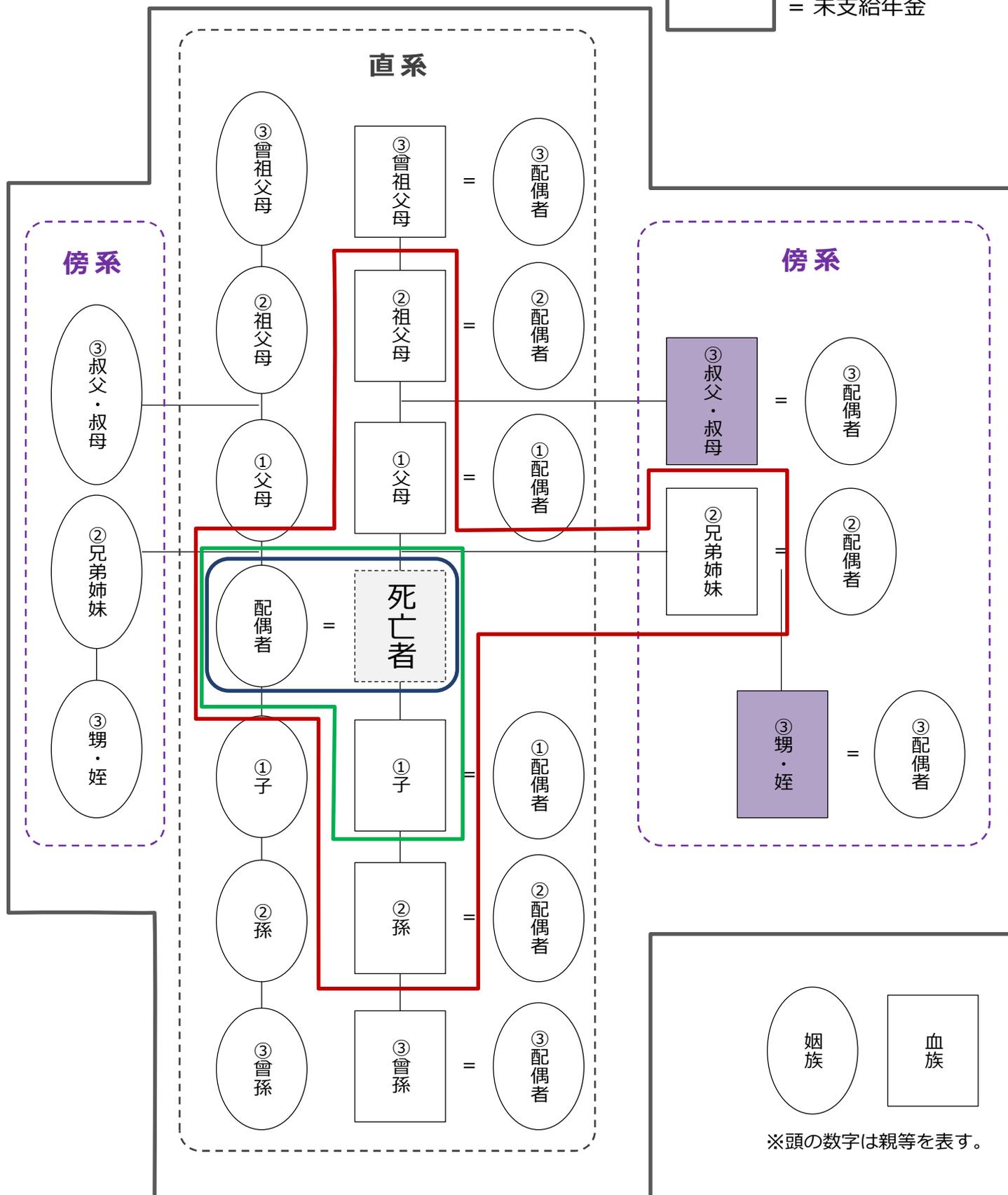
※ 死亡者および請求者の三親等内の親族は、第三者証明の認証が不可能。

= 寡婦年金

= 遺族基礎年金

= 死亡一時金

= 未支給年金



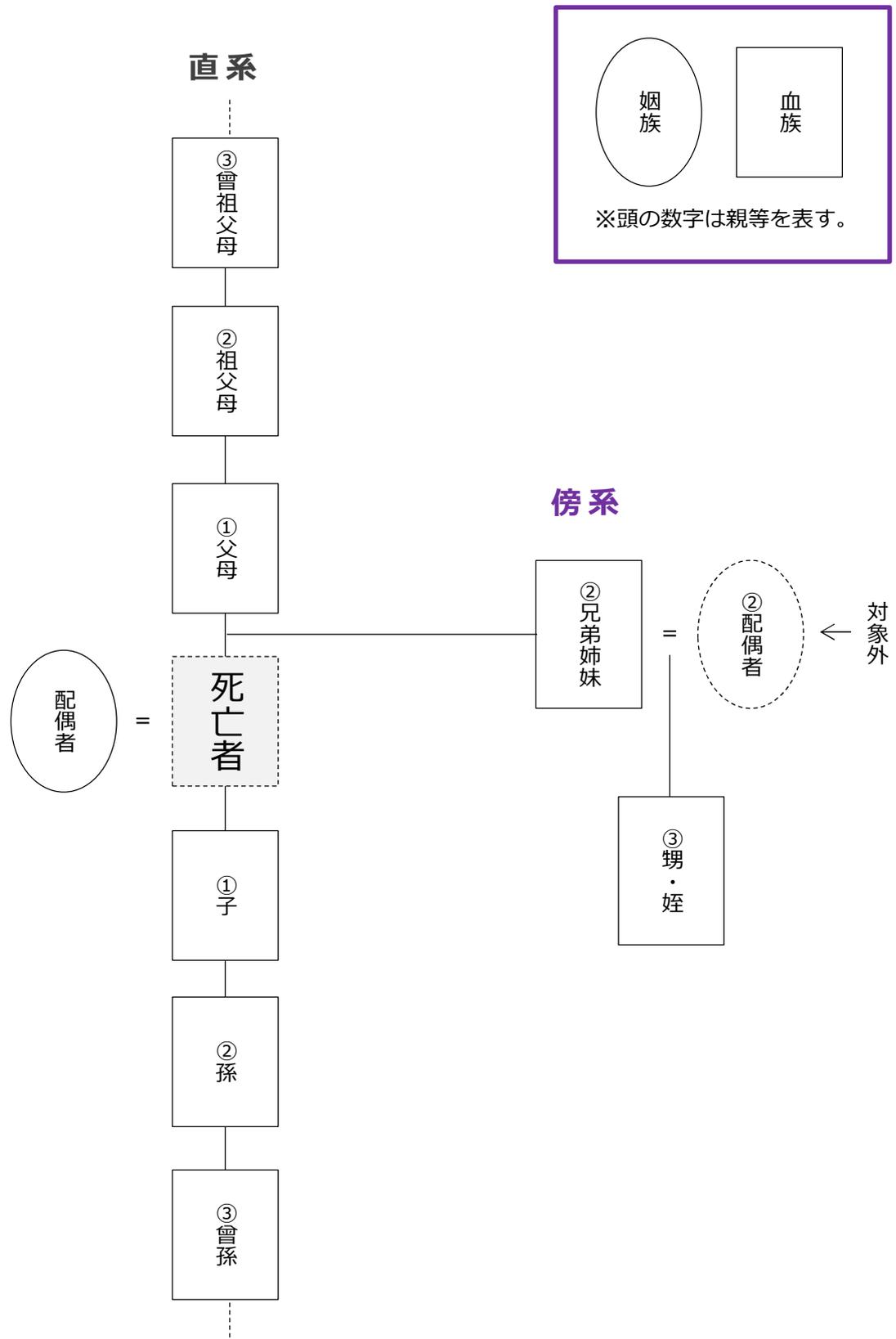
— 法定相続人の範囲 —

※ 配偶者は常に相続人となる。

第1順位：直系卑属（子、孫、曾孫など）

第2順位：直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）

第3順位：兄弟姉妹



— 年齢早見表 — (令和7年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和9	1934	91	昭和40	1965	60	平成7	1995	30
昭和10	1935	90	昭和41	1966	59	平成8	1996	29
昭和11	1936	89	昭和42	1967	58	平成9	1997	28
昭和12	1937	88	昭和43	1968	57	平成10	1998	27
昭和13	1938	87	昭和44	1969	56	平成11	1999	26
昭和14	1939	86	昭和45	1970	55	平成12	2000	25
昭和15	1940	85	昭和46	1971	54	平成13	2001	24
昭和16	1941	84	昭和47	1972	53	平成14	2002	23
昭和17	1942	83	昭和48	1973	52	平成15	2003	22
昭和18	1943	82	昭和49	1974	51	平成16	2004	21
昭和19	1944	81	昭和50	1975	50	平成17	2005	20
昭和20	1945	80	昭和51	1976	49	平成18	2006	19
昭和21	1946	79	昭和52	1977	48	平成19	2007	18
昭和22	1947	78	昭和53	1978	47	平成20	2008	17
昭和23	1948	77	昭和54	1979	46	平成21	2009	16
昭和24	1949	76	昭和55	1980	45	平成22	2010	15
昭和25	1950	75	昭和56	1981	44	平成23	2011	14
昭和26	1951	74	昭和57	1982	43	平成24	2012	13
昭和27	1952	73	昭和58	1983	42	平成25	2013	12
昭和28	1953	72	昭和59	1984	41	平成26	2014	11
昭和29	1954	71	昭和60	1985	40	平成27	2015	10
昭和30	1955	70	昭和61	1986	39	平成28	2016	9
昭和31	1956	69	昭和62	1987	38	平成29	2017	8
昭和32	1957	68	昭和63	1988	37	平成30	2018	7
昭和33	1958	67	昭和64/ 平成元	1989	36	平成31/ 令和元	2019	6
昭和34	1959	66	平成2	1990	35	令和2	2020	5
昭和35	1960	65	平成3	1991	34	令和3	2021	4
昭和36	1961	64	平成4	1992	33	令和4	2022	3
昭和37	1962	63	平成5	1993	32	令和5	2023	2
昭和38	1963	62	平成6	1994	31	令和6	2024	1
昭和39	1964	61						

— 年齢早見表 — (令和6年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和8	1933	91	昭和39	1964	60	平成6	1994	30
昭和9	1934	90	昭和40	1965	59	平成7	1995	29
昭和10	1935	89	昭和41	1966	58	平成8	1996	28
昭和11	1936	88	昭和42	1967	57	平成9	1997	27
昭和12	1937	87	昭和43	1968	56	平成10	1998	26
昭和13	1938	86	昭和44	1969	55	平成11	1999	25
昭和14	1939	85	昭和45	1970	54	平成12	2000	24
昭和15	1940	84	昭和46	1971	53	平成13	2001	23
昭和16	1941	83	昭和47	1972	52	平成14	2002	22
昭和17	1942	82	昭和48	1973	51	平成15	2003	21
昭和18	1943	81	昭和49	1974	50	平成16	2004	20
昭和19	1944	80	昭和50	1975	49	平成17	2005	19
昭和20	1945	79	昭和51	1976	48	平成18	2006	18
昭和21	1946	78	昭和52	1977	47	平成19	2007	17
昭和22	1947	77	昭和53	1978	46	平成20	2008	16
昭和23	1948	76	昭和54	1979	45	平成21	2009	15
昭和24	1949	75	昭和55	1980	44	平成22	2010	14
昭和25	1950	74	昭和56	1981	43	平成23	2011	13
昭和26	1951	73	昭和57	1982	42	平成24	2012	12
昭和27	1952	72	昭和58	1983	41	平成25	2013	11
昭和28	1953	71	昭和59	1984	40	平成26	2014	10
昭和29	1954	70	昭和60	1985	39	平成27	2015	9
昭和30	1955	69	昭和61	1986	38	平成28	2016	8
昭和31	1956	68	昭和62	1987	37	平成29	2017	7
昭和32	1957	67	昭和63	1988	36	平成30	2018	6
昭和33	1958	66	昭和64/ 平成元	1989	35	平成31/ 令和元	2019	5
昭和34	1959	65	平成2	1990	34	令和2	2020	4
昭和35	1960	64	平成3	1991	33	令和3	2021	3
昭和36	1961	63	平成4	1992	32	令和4	2022	2
昭和37	1962	62	平成5	1993	31	令和5	2023	1
昭和38	1963	61						

– 特別支給の老齢厚生年金について –

☑ 受け取るための要件

- ・ 男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 老齢基礎年金の受給資格期間（原則として10年）があること。
- ・ 厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。
- ・ 60歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「報酬比例部分」と「定額部分」の2つがあり、生年月日と性別により、支給開始年齢が変わります。

☑ 例示

【男性】昭和16年4月1日以前、【女性】昭和21年4月1日以前		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
定額部分		老齢基礎年金
【男性】昭和16年4月2日～昭和18年4月1日、【女性】昭和21年4月2日～昭和23年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
61歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和18年4月2日～昭和20年4月1日、【女性】昭和23年4月2日～昭和25年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
62歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和20年4月2日～昭和22年4月1日、【女性】昭和25年4月2日～昭和27年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
63歳	定額部分	老齢基礎年金

– 特別支給の老齢厚生年金について –

【男性】 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日、【女性】 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
64歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日、【女性】 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日、【女性】 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		
61歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日、【女性】 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日		
62歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日、【女性】 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日		
63歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日、【女性】 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日		
64歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	
【男性】 昭和36年4月2日以後、【女性】 昭和41年4月2日以後		
	65歳	70歳
	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	

－ 年金請求窓口のご確認ほか －

年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が、亡くなられた日において加入していた被保険者区分によって、年金請求窓口は以下のようになっております。

亡くなられた日における被保険者区分	請求窓口
第1号被保険者	当市区町村窓口
第2号被保険者	年金事務所
第3号被保険者	年金事務所
未加入者（60歳以上65歳未満）	年金事務所

年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル ※土曜日、日曜日、祝日 (第2土曜日を除く)、 12月29日から1月3日は ご利用いただけません。	0570-05-1165	・月曜日：午前8時30分～午後 7時00分（月曜日が祝日の場 合は翌開所日） ・火曜日～金曜日：午前8時30 分～午後5時15分 ・第2土曜日：午前9時30分～ 午後4時00分
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先経 由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

 老-No.10

— 年金額の推移 —

種別		年月	令和2.4～	令和3.4～	令和4.4～	令和5.4～ (※)	令和6.4～ (※)
			年 額	年 額	年 額	年 額	年 額
老齢基礎年金			(定額分) 781,700円 (満額)	(定額分) 780,900円 (満額)	(定額分) 777,800円 (満額)	(定額分) 795,000円 (満額)	(定額分) 816,000円 (満額)
			(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数
障害基礎年金	1級		977,125円	976,125円	972,250円	993,750円	1,020,000円
	2級		781,700円	780,900円	777,800円	795,000円	816,000円
	子の加算 (1人)		224,900円	224,700円	223,800円	228,700円	234,800円
	3人目以後		75,000円	74,900円	74,600円	76,200円	78,300円
遺族基礎年金	配偶者に支給 する額	子が1人	1,006,600円	1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円
		子が2人	1,231,500円	1,230,300円	1,225,400円	1,252,400円	1,285,600円
		3人目以後	75,000円を 加算	74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	78,300円を 加算
	子に支給する 額	子が1人	781,700円	780,900円	777,800円	795,000円	816,000円
		子が2人	1,006,600円	1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円
		3人目以後	75,000円を 加算	74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	78,300円を 加算
寡婦年金	計算方法	死亡した夫の第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金の額×4分の3					
死亡一時金	定額 給付	36ヵ月以上 180ヵ月未満	120,000円				
		180ヵ月以上 240ヵ月未満	145,000円				
		240ヵ月以上 300ヵ月未満	170,000円				
		300ヵ月以上 360ヵ月未満	220,000円				
		360ヵ月以上 420ヵ月未満	270,000円				
		420ヵ月以上	320,000円				

※ 新規裁定者（67歳以下の方）の満額となります。